

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)					
地区名	一般県道 <small>ひがししんまちていしやじょうせん</small> 東新町停車場線					
事業箇所	<small>しんしろしひらい</small> 新城市平井地内始め					
事業のあらまし	<p>一般県道 <small>ひがししんまちていしやじょうせん</small> 東新町停車場線は、JR <small>いいた</small> 飯田線 <small>ひがししんまち</small> 東新町駅から駅南側の <small>しんしろし</small> 新城市中心部を結ぶ路線であり、事業区間周辺の <small>しんしろ</small> 新城小学校、<small>とうごうにし</small> 東郷西小学校、<small>しんしろ</small> 新城中学校、<small>とうごう</small> 東郷中学校の4校の通学路に指定されるとともに、<small>しんしろ</small> 新城高校の生徒の通学にも利用されている。また、当事業区間の南側には、<small>しんしろしたら</small> 愛知県新城設楽総合庁舎などの公共施設もあることから、児童や生徒のみならず、近隣住民や駅の利用者などの歩行者の往来が非常に多く、歩道のない当該区間においては、自転車や歩行者は車道の路肩部を通行せざるを得ない状況にあった。</p> <p>本事業は、駅周辺の歩道が設置されていない0.2kmの区間について、新たに自転車歩行者道を設置し、歩行者及び自転車の安全の確保と危険通学路の解消を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>①歩行者等の安全確保</p> <p>②危険通学路の解消</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	9.63億円		□工事費 1.03億円、□用補費 7.93億円、□その他 0.67億円			
事業期間	採択年度	2007年度	着工年度	2007年度	完成年度	2014年度
事業内容	歩道設置 延長 L=0.20km 幅員 W=16m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象区間0.2kmの両側に幅3.5mの自転車歩行者道を設置することにより、車両と歩行者及び自転車の通行空間が分離され、歩行者及び自転車等の安全が確保されるとともに、車両も安全に通行できるようになった。 歩道の無い通学路に自転車歩行者道を新たに設置し、危険通学路を解消した。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業採択前の4年間(2003~2006年)では死傷事故件数は、0.25件/年であったが、事業完了後の4年間(2014~2018年)では死傷事故は発生していない。 小学校へ通学状況を確認したところ、事業完了後、当該区間における通学児童に関する事故は発生しなかった。 これらのことから、事業目的である歩行者等の安全確保、及び、危険通学路の解消については、達成されているものと考えられる。 				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

②事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		2007～2011	2007～2014	
事業費 (億円)	工事費	0.94	1.03	+0.09 (+9.6%)
	用地補償費	5.56	7.93	+2.37 (+42.6%)
	その他	0.50	0.67	+0.17 (+34.0%)
	合計	7.00	9.63	+2.63 (+37.6%)
効果の 算定要因		—	—	

【事業期間に対する評価】

- ・本事業は、当初 2011 年度までに事業が完了する予定であったが、用地取得が難航したため、事業期間を延伸することとし、継続的な用地交渉により事業進捗を図り、事業着手から 7 年後の 2014 年度に完了した。
- ・本事業の事業期間については、著しく長期化していないことから、妥当である。

【事業費に対する評価】

- ・事業採択時からの事業費の主な増額内容は用地補償費となっており、これは、事業区間内の家屋や飲食店等の建物等の詳細な調査の結果、事業採択時に見積もった用地補償費と実際の用地補償費に差異が生じたものである。
- ・本事業の事業費については、事業実施中における詳細調査により増額せざるを得なかったものであることから、妥当である。

【効果の算定要因に対する評価】

- ・本事業の目的は、道路利用者の安全確保を目的としていることから、走行時間短縮や走行経費減少に基づく費用便益は算出していない。

【貨幣価値化困難な評価】

- ・事業完了後の 4 年間、事業区間での死傷者事故は発生しておらず、通学児童に関する事故も発生していないことから、自転車及び歩行者の通行空間の安全を確保し、危険通学路も解消されたものと考えられる。

③事業実施による環境の変化

- ・本事業の完成により、JR東新町駅前から、^{ひがししんまち}当事業区間南側の両側歩道整備済の市道とともに、市の中心部を南北に結ぶ幹線道路の自転車歩行者道が連続することとなり、周辺地域の交通安全の向上にも寄与している。

III 対応方針（案）

今後の事後評価の必要性

- ・当初の事業目標を達成し効果も確認できていることから、今後の事後評価の必要性はないと考えられる。

改善措置の必要性

- ・事業計画どおり整備を完了していることから、改善措置の必要性はないものと考えられる。

同種事業に反映すべき事項

- ・通学路交通安全プログラムにより、学校や市を始めとする関係者と対策を検討し、意見を反映させた設計を行い、事業を進める。
- ・通学児童の安全を確保するため、歩行者通行を確保した施工を行うほか、用地取得の進捗に合わせた工事の部分着手など、段階的に工事着手し、早期の効果発現を得る。

IV 事業評価監視委員会の意見

V 対応方針

